

福祉機器リサイクル事業に関する重要事項説明書

1、サービスの目的

ねたきり高齢者や障害者世帯の日常生活を支援するために、介護機器の貸し出しサービスを行い、介護力の向上を目指します。また、公的福祉制度などで給付された機器の再利用の促進も図ります。

2、サービス実施主体

社会福祉法人 大船渡市社会福祉協議会

【問い合わせ先】大船渡市総合福祉センター内 介護ステーション

(大船渡市盛町字下館下14-1 電話 27-1003)

3、サービス運営の概要

- ① 介護用ベッドや車イス等の提供を広く呼びかけ、提供された機器の状態や機能をチェックし貸し出します。
- ② 在宅介護を支援するためのリサイクル機器です。
- ③ 貸し出し時には操作方法及び安全点検について説明します。
- ④ 取り扱い説明に基づかない使用によって生じた事故は利用者の責任となります。
- ⑤ 利用期間は1年以内です。継続利用の期間更新もできます。
- ⑥ 利用者の不注意で破損が生じた場合は修理をしていただくこともあります。

4、利用料

介護機器本体については、無料でお貸ししております。ただし、ベット用マットは消毒作業を業者に委託しておりますので、マット返却の際に消毒代（貸出期間：3ヶ月未満500円、3ヶ月以上1,000円）を頂きます。

5、その他

このリサイクル事業は、使用済みの機器をご寄付いただき貸し出しており、新品のものではありません。点検、清掃に努めておりますが不具合があるときはご連絡をお願いいたします。

上記の事項について、説明を受け内容を承諾し本書控えを受領いたしました。

令和 年 月 日

利用機器名 _____

(利用者) 住所

氏名 _____ (印)

(代理人) 住所

氏名 _____ (印)

大船渡市社会福祉協議会

説明者 氏名 _____ (印)

※ 本書は説明後、署名・捺印して提出してください。

※ 本書の原本を市社協に提出し、副本（コピー）を利用者または代理人が保有してください。